

事業者の皆様へ

補助金のご案内



経費の一部を助成します

A 事業:電気自動車等の充電設備(急速充電設備・普通充電設備等・V2H)

B 事業:発電設備(太陽光発電及び蓄電池、風力発電、小水力発電)・蓄電池

燃料電池自動車(FCV)

C事業:省エネ設備・エネルギーマネジメントシステム機器

A 事業 電気自動車等の充電設備整備事業

二酸化炭素等の排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリット自動車の普及促進に向けて、 鹿児島県内における充電設備の導入を促進することを目的として、県内の事業者の方等が行う充電 設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

B 事業 水素・再生可能エネルギー導入促進事業

脱炭素社会の推進、非常時のエネルギー確保等の防災対策及び地域経済の活性化を推進する観点から、地産地消型再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的として、県内の事業者の方等が行う以下の設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

【補助対象設備】

発電設備(太陽光発電及び蓄電池、風力発電、小水力発電)、蓄電池、燃料電池自動車(FCV)

C 事業 省工 本設備 等導入 支援事業

中小企業の省エネルギー対策を促進することを目的として、県内の中小事業者の方等が省エネ診断の結果を基にして実施する省エネルギーに資する設備等の導入に対して経費の一部を助成します。

応募締め切り

令和4年 11 月 30 日(水)

※先着順 予算がなくなり次第終了いたします。

A 事業の国補助金併用時及び急速充電 設備は令和4年 9 月 30 日

B 事業の FCV は令和 5 年 1 月 31 日

申請方法など詳しくは・・・ WEB ページをご覧ください

https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/



交付窓口(お問い合わせ、書類等の送付などは下記まで)

一般財団法人鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター 〒891-0132 鹿児島市・ツ島 1 丁目1番地5 TEL 099-202-0128

E-mail hojyo@kagoshima-env.or.jp

【受付時間】 月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30~17:00(12:00~13:00 を除く)

鹿児島県 KCCCA

いずれの事業も令和5年1月31日(火)までに事業完了後の実績報告を提出することが必要です。

●A事業:電気自動車等の充電設備整備事業

			補助率						
補助対象経費			設備購入費	設置工事費(付帯設備工事費					
				その他設備に係る費用を含む)					
	急速充電設備	あり	補助対象外						
経路充電【給油所に充電設備を設置する事業】		なし	4分の3以内						
	普通充電設備等	あり	2分の1以内	2分の1以内 注					
		なし	4分の3以内						
目的地充電 【商業施設及び宿泊施設等の電気自動車等の普及 に特に有効と認められる施設に設置する事業】	急速充電設備	あり	2分の1以内	補助対象外					
		なし	4分の3以内						
	普通充電設備等	あり	2分の1以内	2分の1以内 注					
に付に行列と認められる心故に改直する事業		なし	4分の3以内						
基礎充電	急速充電設備	あり	2分の1以内	補助対象外					
【マンション等に属する駐車場又は事務所・工場等		なし	4分の3以内						
に勤務する従業員若しくは事業者が利用する駐車	普通充電設備等	あり	2分の1以内	2分の1以内 注					
場及び月極駐車場に充電設備を設置する事業】		なし	4分の3以内						
V2H			2分の1以内	補助対象外					
【個人宅以外の施設にV2H充放電設備を設置する事業】			補助対象外						

注 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドのみの設置を行う場合のみ補助対象とします。

●**B事業**: 水素・再生可能エネルギー導入促進事業

●D手来・小糸・丹土可能エイル十一等人促進事業								
補助対象設備		活助 别免奴弗	補助率					
種類	補助要件	補助対象経費	県内事業者	福祉施設等				
太陽光発電及び蓄電池	(1)太陽光及び蓄電池の同時設置 (2)発電出力5kW以上 (3)蓄電池容量5kWh以上	補助対象設備 の購入, 製造	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
風力発電	(1)発電出力1kW以上	に要する経費 (ただし,設計	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
小水力発電	(1)発電出力1kW以上50kW未満	費,工事費, 土地の取得	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)				
蓄電池	(1)太陽光を除く発電設備と同時設置または既設発電設備に接続すること。 (2)蓄電池容量は5kWh以上	及び賃借に 係る費用を 除く。)	1/3 (上限100万円)	1/2 (上限150万円)				
燃料電池自動車(FCV)	経済産業省が実施する令和3年度補正クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金、令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下、「CEV補助金」という)の対象となる燃料電池自動車で、令和4年4月1日以降に初度登録された車両であること。給電機能があること。	経済産業省が 実 施 す る CEV 補 助 金 の対象となる 燃料電池自動 車の本体価格	令和4年度CEV補助金交付額の 1/2 (上限100万円)					

●**C事業**:省工ネ設備等導入支援事業

補助対象経費		区分	補助率	補助上限額
省エネ設備等の購入	省エネ設備等(エネルギ ーマネジメントシステム	環境マネジメントシステムの認 証・登録を受けている事業所	2分の1以内	3,000千円
及び設置工事に要	機器を除く。)	上記以外の事業所	3分の1以内	2,000千円
する経費その他協会 が特に必要と認める	エネルギーマネジメント	環境マネジメントシステムの認 証・登録を受けている事業所	2分の1以内	1,500千円
経費	システム機器	上記以外の事業所	3分の1以内	1,000千円

上記以外の要件があります。詳細は表面記載の WEB ページから 「交付要綱」「補助事業の手引き」をご確認ください。



